

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成 及び活性化に関する法律実施要領の一部改正について

平成 23 年 11 月
経 済 産 業 省
地 域 経 済 産 業 グ ル ー プ
立 地 環 境 整 備 課

1. 改正の背景

企業立地促進法実施要領（以下「実施要領」という。）においては、企業立地促進法（以下「法」という。）第5条第5項に定める基本計画に係る主務大臣の同意基準等、法の適切な運用に当たり必要となる事項について定めている。

今般、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）において、基本計画の計画期間終了後の取扱いに係る記載を追加する等の改正を行うことから、実施要領についても次に掲げる内容について改正を行うことが必要となっている。

なお、本実施要領は、地方自治法第250条の2第1項の規定に基づき、基本計画に係る主務大臣の同意基準等を定め、都道府県知事に通知しているものである。

2. 改正の概要

○計画期間終了後に取組を継続するものとして作成する基本計画に係る留意点及び同意基準を追加

- ・第1-11に⑤を追加し、基本計画の計画期間終了後に同様の取組を継続して実施する必要があると見込まれる場合には、原則として新たな基本計画として作成すること、及びその作成に当たってはそれまでに作成していた基本計画の実施状況等の評価を踏まえ見直しを行うことを記載する。
- ・第2-1に（3）を追加し、上記の場合の同意基準を記載する。

○上記の例外的取扱いについて留意点及び同意基準を追加

- ・上記の原則によることができない場合（被災地で評価ができない場合等）は、変更の手続を経て計画期間を延長することができる旨を追加する。
- ・第3-1に、上記の場合の同意基準を追加する。

○基本計画の定期的な見直しに係る留意点の記載を追加

- ・第1-11に④を追加し、成果目標の定期的な実態把握に努めるべき旨を明確にし、その際の留意点を記載する。

○その他所要の規定の整備

- ・第1-1(2)において、付加価値額の概念として工業統計調査において用いられる減算方式による計算式を追加する。
- ・第1-5(1)、第2-1(1)、(4)、第5-1(2)において、省令上の標記に合わせる等所要の規定の修正を行う。

3. 制定日

11月24日(木) 都道府県知事へ通知